

中小企業者等に対する 人材育成支援事業

羽幌町では町内の中小企業の振興を促進するため、中小企業者等が新たな事業展開を行うため専門知識の習得や技術向上に必要な講習会等への参加費を補助します。『こんな事業は該当になるの?』などお気軽にお問い合わせください。

補助対象者

町内に6ヶ月以上在住し、営業している中小企業者等で町税の滞納がない者

補助要件

専門知識の習得や技術向上のための講習、資格取得等に関する対象経費の総額が5万円以上の場合(資料代・受講料・認定料・旅費など)。

補助金額

補助対象経費の1/2以内(1件につき限度額10万円)

注意事項

- 資格は、国または民間団体が認定するものに限ります。
- 補助金交付は年度内1回を限度とします。
- 上位資格の取得も対象とします。(既存資格更新の場合は不可)
- 資格取得や講習会等、参加を証明できるものが必要です。
- 事業所内で同一の資格を持っている者がいる場合は対象になりません。

事例

事例 新たな顧客獲得のためにトリートメントの資格を取得したい。(民間の協会主催)
現在、理美容院営業。資格取得により新規顧客の獲得による販路開拓を目指す。

【ほかにも】

- ・ 建設会社で、土木施工管理技士2級を所持しているが、1級を取得し事業展開したい。
- ・ 機械検査技能士3級を取得することにより、今まで出来なかった範囲の仕事を増やしたい。
- ・ 危険物の丙種から乙種を取得することにより保安管理者になり仕事を増やしたい。
- ・ 新サービスによる集客力向上のための講習会へ参加したい。 など

中小企業者 持続化支援事業

羽幌町では町内の中小企業の振興を推進するため、中小企業者等による収益増加のための投資や設備改修費用等に対して助成しています。『こんな事業は該当になるの?』など思い当たる事業者におきましてはお気軽にお問い合わせください。

補助対象者

次の要件をすべて満たす者

- 町内で1年以上営業している中小企業者等で町税の滞納がない者
- 経営計画を策定している者 (中小企業診断士等が作成に加わり、商工会による認定が必要)

補助要件

収益増につながる設備の導入・更新、店舗内装等に関する対象経費の総額が50万円以上の場合

補助金額

- 一般 助成対象経費の1/3以内(限度額30万円)
- 事業継承者 助成対象経費の1/2以内(限度額100万円)
※4親等以上の者へ継承される場合に限ります。

事例

事例1 洋式水洗トイレへの改修による女性リピーター率向上

現在、飲食店営業。お店が水洗化されていない和式トイレのため女性客が不便を感じていることから、店舗内の改修を行い女性客確保を目指す。

事例2 米粉を原料としたパン製造小売業のための設備投資

現在、パン屋を営業。米粉を利用した新商品開発のための設備投資をすることで顧客の囲い込みを図りたいという場合。

【ほかにも】

- ・ 子育て世代をターゲットにしたキッズコーナー導入による子育て世代顧客獲得
- ・ 個人客集客のためのカウンターの整備による顧客ニーズに対応した販路開拓
- ・ 外壁工事により新規顧客の来店率向上を図る。
- ・ LED化による店舗のイメージアップと集客力向上 など